

報告第7号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

和解調書

	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	令和3年2月26日	神奈川県海老名市在住者 及び 東京都練馬区在住者	平成11年8月9日に貸付けした生業資金貸付金2,000,000円の償還について、計画どおり償還がされず1,109,709円の償還残額がある。償還方法について顧問弁護士が相手方と交渉した結果、残額を一括で支払う申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額1,109,709円を令和3年3月31日限り支払う。相手方は、支払いを一部でも遅滞したときは、残額及び延滞金を直ちに支払う。
2	令和3年3月3日	足立区舎人在住者	昭和60年12月1日に貸付けした生業資金貸付金1,000,000円の償還について、計画どおり償還がされず616,903円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額616,903円を分割により毎月20,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が2か月分に達したときは、残額及び延滞金を直ちに支払う。